第67回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 平成27年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 新潟県上越市南本町一丁目5番5号
株式会社　有沢製作所　　本社会議室

書面（議決権行使書）による議決権行使期限
平成27年6月25日（木曜日）午後5時まで

目 次

招集ご通知
招集ご通知提供書面
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

株主総会参考書類
株主総会会場ご案内図

株式会社 有沢製作所

証券コード 5208

証券コード　5208
平成27年６月11日

株　主　各　位

新潟県上越市南本町一丁目５番５号
株式会社 有沢製作所
代表取締役社長　有　沢　悠　太

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

２．場　　所　新潟県上越市南本町一丁目５番５号
株式会社　有沢製作所　　本社会議室

３．目的事項

報告事項　１．第67期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第67期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役２名選任の件
第４号議案　ストック・オプションとして、使用人等に新株予約権を発行する件
第５号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続（改訂）の件

４．招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.arisawa.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融政策の効果などを背景に円安及び株価の上昇によって、緩やかに持ち直しの傾向が見られましたが、欧州での景気低迷が依然続いていることや中国経済の成長鈍化による世界経済の減速もあり、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループの業績は多機能携帯端末を主用途とした電子材料分野の売上が大幅に増加したことに加え、産業用構造材料の売上が伸びたことにより、当連結会計年度の売上高につきましては375億89百万円と前連結会計年度に比較して24.3％の増加となりました。

また、損益面につきましては、営業損益は売上高の増加とともにコストの削減に努めたことから29億35百万円の利益、経常損益は持分法適用会社の業績等も好調であったことから45億3百万円の利益、当期純損益は、平成26年5月7日発表の投資有価証券売却益29億29百万円を含み48億59百万円の利益となりました。

②　設備投資の状況

当社グループでは、急速な技術革新や販売競争に対応すべく、発展成長分野に重点を置き集中して設備投資を行っており、当連結会計年度におきましては11億99百万円の設備投資を実施いたしました。

当連結会計年度における設備投資の主なものは、フレキシブルプリント配線板用材料を中心とする電子材料関連の生産設備８億39百万円であります。

③　資金調達の状況

当連結会計年度におきましては記載すべき資金調達は行っておりません。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

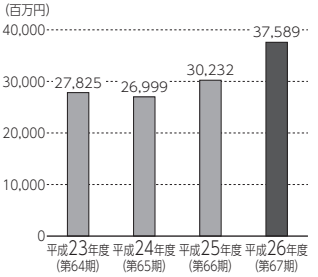
⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

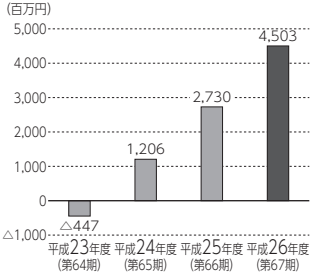
(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分＼期別	第64期 (平成23年度)	第65期 (平成24年度)	第66期 (平成25年度)	第67期 (平成26年度) (当連結会計年度)
売上高	27,825百万円	26,999百万円	30,232百万円	37,589百万円
経常利益又は経常損失(△)	△447	1,206	2,730	4,503
当期純利益	586	915	4,106	4,859
１株当たり当期純利益	16円75銭	26円16銭	117円22銭	137円85銭
総資産	46,666百万円	48,751百万円	58,286百万円	65,766百万円
純資産	35,041	37,359	44,492	48,829

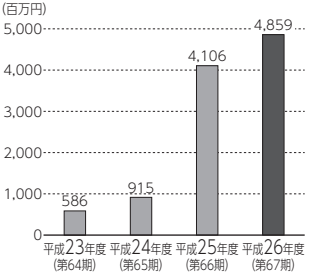
■売上高



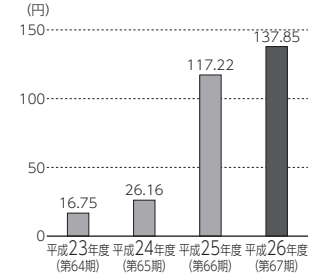
■経常利益



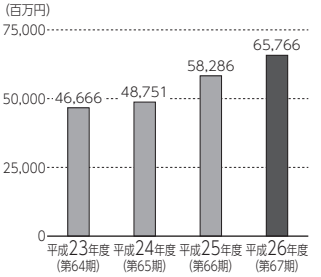
■当期純利益



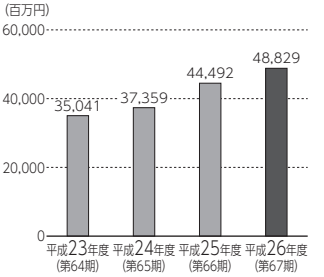
■1株当たり当期純利益



■総資産



■純資産



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権の所有割合	主な事業内容
新揚科技股份有限公司	1,006,377 千新台湾ドル	52.3%	フレキシブルプリント配線板用材料の製造・販売
松揚電子材料(昆山)有限公司	17,000 千米ドル	91.2 (91.2)	フレキシブルプリント配線板用材料の製造・販売
ThinFlex Technology Corporation (B.V.I.)	15,710 千米ドル	100.0 (100.0)	フレキシブルプリント配線板用材料の製造・販売
Protec Arisawa Europe, S.A.	1,670 千ユーロ	100.0 (100.0)	ＦＷ成形品(水処理用圧力容器)の製造・販売
Protec Arisawa America, Inc.	3,200 千米ドル	100.0 (100.0)	ＦＷ成形品(水処理用圧力容器)の製造・販売
カラーリンク・ジャパン株式会社	198百万円	97.2	特殊光学フィルムの製造・販売
アリサワファイバーグラス株式会社	100百万円	100.0	硝子・特殊繊維製織製品の製造
有沢総業株式会社	30百万円	100.0	樹脂製品の成形・加工 倉庫管理・物流業務

(注) 1．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2．当社の連結子会社は上記の重要な子会社を含め12社であり、持分法適用関連会社は３社であります。

(4) 対処すべき課題

① 会社経営の基本方針

当社グループは「創造・革新・挑戦」を基本とし、

Ⅰ．新たな価値を提供し、顧客満足を高める。

Ⅱ．潜在ニーズを探求し、新たな事業を創り出す。

Ⅲ．海外事業を推進し、グループの総合力で企業体質を強化する。

Ⅳ．自らの安全を守り、ゼロ災を実現する。

を経営方針としております。

この経営方針の下、顧客満足度の向上、新製品開発のスピードアップ、徹底したコストダウンによる利益体質強化の推進により企業価値を創造し、会社の株主価値を高めていくことを目指しており、経営指標として新製品売上比率50%以上、営業利益率８%以上、ＲＯＡ５%以上を中長期的な経営目標としております。

② 中長期的な会社の経営戦略

既存製品の競争力強化による収益拡大を図るとともに新たな事業基盤構築のため新製品開発に取り組んでまいります。

・電子材料分野につきましては、新製品開発を進めます。また、徹底したコストダウンを図るとともに連結子会社と連携し、競争力強化とシェアアップを目指します。
・産業用構造材料及び電気絶縁材料につきましては、航空機分野、水処理分野、重電機分野を中心に新製品開発と拡販を進め、健全な利益体質の継続とシェアアップを図ってまいります。
・ディスプレイ材料分野につきましては、光学フィルムを中心に新製品の早期市場投入を図ってまいります。

③ 会社の対処すべき課題

当社グループは、既述の経営戦略をより早期かつ確実に達成するため、今後対処すべき課題として次のことを推進いたします。

・競争力のあるコスト体質を具現化するため、製造技術や材料選定の徹底的な見直しを図る。
・Arisawa Production Systemを中心とした管理技術、固有技術の向上と個人の能力アップにより、徹底的な原価低減を図る。
・製造・販売・技術の連携強化を推進し、効率的な事業運営を図る。

⑸ **主要な事業内容**（平成27年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社15社及び関連会社５社で構成され、電子材料、産業用構造材料、電気絶縁材料、ディスプレイ材料を製造・販売しております。更に各事業に関連する商品の販売、物流及びその他のサービスの事業活動を展開しております。

区　分	主要な製品または役務	売上構成比（連結）
電子材料分野	プリント配線板用硝子クロス、フレキシブル及びリジットプリント配線板用材料、その他	63.3%
産業用構造材料分野	ＦＷ成形品、航空機用ハニカムパネル及びプリプレグ、その他	19.6
電気絶縁材料分野	硝子クロス・テープ、電気絶縁用プリプレグ、その他	8.8
ディスプレイ材料分野	反射防止フィルム、その他	5.5
関連商品分野	住宅用建材、引抜成形品、ＦＲＰスキーシート、その他	2.3
その他の分野	ゴルフ練習場経営、その他	0.5

⑹ 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

株式会社有沢製作所	本社	新潟県上越市南本町一丁目５番５号
	支店	東京、大阪
	工場	南本町工場（新潟県）、中田原工場（新潟県）、中田原西工場（新潟県）
新揚科技股份有限公司	本社	台湾　高雄市
松揚電子材料（昆山）有限公司	本社	中国　昆山市
ThinFlex Technology Corporation (B.V.I.)	本社	英領　ヴァージン諸島
Protec Arisawa Europe, S.A.	本社	スペイン　ムンギア市
Protec Arisawa America, Inc.	本社	米国　カリフォルニア州
カラーリンク・ジャパン株式会社	本社	新潟県　上越市
アリサワファイバーグラス株式会社	本社	新潟県　上越市
有沢総業株式会社	本社	新潟県　上越市

⑺ 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子材料分野	663名	20名増
産業用構造材料分野	267	1名減
電気絶縁材料分野	115	10名減
ディスプレイ材料分野	116	3名減
関連商品分野	2	－
その他の分野	52	4名増
全社（共通）	38	2名減
合計	1,253	8名増

（注）１．使用人数は就業員数であります。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
585名	9名増	40.9歳	17.4年

（注）使用人数は就業員数であります。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
（中国）華一銀行 （注）	1,849,657千円
株式会社八十二銀行	682,710
（中国）中国民生銀行 （注）	540,643

（注）松揚電子材料(昆山)有限公司による借入金であり、同社の決算日（平成26年12月31日）現在の残高であります。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　130,000,000株
② 発行済株式の総数　35,485,824株
③ 株主数　13,384名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,634,600株	10.24%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,858,900	5.23
三菱瓦斯化学株式会社	1,472,166	4.14
株式会社八十二銀行	1,000,930	2.82
有限会社有沢建興	834,338	2.35
有沢栄一	629,046	1.77
株式会社第四銀行	628,903	1.77
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	605,382	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱電機株式会社口）	530,536	1.49
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	490,600	1.38

（注）１．持株比率は、自己株式（5,432株）を控除して計算しており、小数点第２位未満を切り捨てて表示してあります。
２．三菱瓦斯化学株式会社の持株数には、三菱瓦斯化学株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式966,306株（持株比率2.72％）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口）」であります。）。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

取締役（社外取締役を除く）の保有状況

発行回次 発行決議日	新株予約権の数 目的となる株式の数	権利行使期間	１株当たりの 行使価額	保有者数
第17回新株予約権 平成24年６月28日	170個 17,000株	平成26年７月１日～ 平成29年６月30日	223円	2名
第18回新株予約権 平成24年６月28日	55個 5,500株	平成26年７月１日～ 平成29年６月30日	223円	（注）　1名
第19回新株予約権 平成25年６月27日	700個 70,000株	平成27年７月１日～ 平成30年６月30日	569円	5名
第20回新株予約権 平成25年６月27日	55個 5,500株	平成27年７月１日～ 平成30年６月30日	569円	（注）　1名
第21回新株予約権 平成26年６月26日	930個 93,000株	平成28年７月１日～ 平成31年６月30日	741円	6名

（注）　取締役就任前にストック・オプションとして使用人等に付与した新株予約権であります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成26年６月26日開催の第66回定時株主総会決議による新株予約権

・新株予約権の数

2,165個（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の数

216,500株

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり74,100円（１株当たり741円）

・新株予約権を行使することができる期間

平成28年７月１日から平成31年６月30日まで

・新株予約権の行使の条件

1.権利行使時においても、当社取締役、顧問、従業員または当社子会社の取締役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。

2.権利の譲渡・質入その他の処分及び相続は認めないものとする。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	1,995個	199,500株	163名
子会社の役員及び使用人	170個	17,000株	10名

③　その他新株予約権に関する重要な事項

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

取締役（社外取締役を除く）の保有状況

発行回次 発行決議日	新株予約権の数 目的となる株式の数	権利行使期間	1株当たりの 行使価額	保有者数
第４回新株予約権 平成17年６月29日	314個 31,400株	平成17年８月１日～ 平成37年７月31日	1円	3名

（注）　退職慰労金の打ち切り支給が認められた取締役６名に対し、金銭による支給に代えて、付与した新株予約権であります。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	有沢　三治	最高経営責任者（ＣＥＯ） 株式会社プロテック インターナショナル ホールディングス 代表取締役社長 Protec Arisawa Europe, S.A.　Director and Chairman
代表取締役社長	有沢　悠太	社長執行役員　電子材料営業部、経営企画部、人事部分掌
取締役	渡辺　雄一	専務執行役員　製造部分掌
取締役	高島　幸男	専務執行役員　総務部、生産技術部、品質保証部、資材部分掌 アリサワファイバーグラス株式会社　代表取締役社長
取締役	三輪　卓	専務執行役員　技術部分掌
取締役	戸田　良彦	常務執行役員　光学材料営業部、回路材料営業部、電絶・複合材料営業部、東京支店、大阪支店分掌 有沢樹脂工業株式会社　代表取締役社長
取締役	後藤　克誓	
取締役	髙下　悦仁郎	
常勤監査役	太田　耕治	
監査役	齊藤　明雄	株式会社八十二銀行　常勤監査役
監査役	田中　信也	株式会社第四銀行　常勤監査役

（注）１．取締役の後藤克誓及び髙下悦仁郎の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役の齊藤明雄及び田中信也の両氏は、社外監査役であります。
３．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
・平成26年６月26日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、取締役の飯塚哲朗氏と監査役の滝澤亮及び国領保則の両氏は辞任により退任いたしました。
・平成26年６月26日開催の第66回定時株主総会において、戸田良彦氏は取締役に、齊藤明雄、田中信也の両氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
４．当社は、後藤克誓及び髙下悦仁郎の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．代表取締役社長の有沢悠太氏は、代表取締役会長有沢三治氏の実子であります。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取締役 （うち社外取締役）	9名 (2)	186,455千円 (6,120)
監査役 （うち社外監査役）	5 (4)	15,981 (3,564)
合計 （うち社外役員）	14 (6)	202,436 (9,684)

（注）1．上記には、平成26年６月26日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名と監査役２名を含んでおります。

2．報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、平成16年６月29日開催の第56回定時株主総会において月額30,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4．監査役の報酬限度額は、平成16年６月29日開催の第56回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。

5．取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、平成22年６月29日開催の第62回定時株主総会において、年額50,000千円の範囲で、新株予約権の個数1,000個、目的となる株式は普通株式100,000株を１年間の上限として、付与できることを決議いただいております。

6．上記の支給額には、業務執行にあたる取締役７名に対するストック・オプションによる報酬額12,974千円が含まれております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された11回の取締役会におきまして、社外取締役の後藤克誓、髙下悦仁郎の両氏ともその全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、社外監査役の齊藤明雄、田中信也の両氏は就任後開催された８回の取締役会におきまして、両氏ともその全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。

監査役会は、社外監査役の齊藤明雄、田中信也の両氏の就任後８回開催され、両氏ともその全てに出席し、監査役の職務の執行に関して適宜必要な意見の表明を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役の後藤克誓、髙下悦仁郎、社外監査役の齊藤明雄、田中信也の４氏のいずれも、同法第425条第１項で定める最低責任限度額を限度額としております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,800千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,800

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は企業価値向上と社会的責任を果たすため、企業統治、企業倫理等に係る基本原則として行動規範を定め、法令及び定款ならびに社内諸規程を遵守する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び定款の定めに基づき文書等を保存管理するほか、文書管理規程を定め適切な保管管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、個々のリスクに応じた管理規程の見直しを図り、組織横断的なリスク及び全社的なリスクの対応は総務部が行うほか、各部門の所管業務に付随したリスク管理は当該部門がリスクの把握、管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で決定される経営方針や経営計画の迅速な執行と管理のため、最高経営責任者の下に執行役員会を設置し、効率的かつ迅速な経営推進に努めており、職務分掌規程、職務権限規程に従い効率的かつ迅速な職務執行を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程等の整備を行い、法令及び定款を遵守するとともに、法令違反その他コンプライアンス規程等の規程違反の防止や、既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制を整備し、その適正な運用を図る。

⑥ 当社ならびに連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

連結子会社等を中心とする企業集団の業務適正を確保するため、関係会社管理規程及び関連事業管理部門の業務基本規程の整備を行い、経営上の重要事項に関する当社への報告及び協議を通じ、当社が連結子会社等の適正な経営管理を行う。

⑦　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況、運用状況を継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行い、内部統制が有効かつ適切に機能する体制を維持する。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については専任を設けず、監査役の要請に基づき、監査目的に必要な知識・経験等を勘案し補助すべき使用人を指名する。当該使用人の取締役からの独立性確保のため、指名した使用人の人事異動、人事評価等においては監査役の意見を尊重して行う。

⑨　取締役及び使用人の監査役に対する報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は監査役会が定める監査役監査基準に基づいて、監査役の職務執行に必要な報告を行う。
・監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行う。
・監査役は会計監査人ならびに内部監査部門と連携し監査を行う。

なお、当社グループは、業務の適正を確保するための体制の定めに従い、市民社会に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを、コンプライアンス・マニュアルに行動指針及び行動規範として定めるとともに、内部統制制度の定めに従い規程違反の防止のための社内報告体制の整備、内部監査体制の拡充により、反社会的勢力を排除しております。

（注）上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年５月８日開催の当社取締役会の決議により内容を全面改定しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へと変更したものであり、改定後の体制は東京証券取引所及び当社ウェブサイトにて開示しております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容と当社財産の有効な活用及び適切な企業集団の形成ならびにその他の基本方針の実現に資する取組み

当社は明治42年の創業以来、一貫してユーザーニーズにお応えしながら技術革新と製品開発に取り組み、当社独自の「織る、塗る、形づくる」技術を構築し、良好な労使関係のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。当社取締役会はこの歴史と蓄積された技術を育み続けるとともに、これらの企業価値を理解し、長期的に育成し、向上させる義務があると考えております。

これに基づき、当社グループは「創造・革新・挑戦」を基本とした経営方針により、安全と品質の向上を第一に掲げ、新たな事業基盤と新市場を創出し、利益体質の強化を推進することを目指しております。

② 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

近年の株式市場においては対象となる会社の株主あるいは経営陣に対して充分な説明や協議の手続きを経ることなく大量の株式の買付を強行する等の買収手法も見受けられ、ややもすると企業価値の喪失、株式売却の強要等、株主利益の侵害とも取れるものも少なくありません。

このためには買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対して遵守すべきルール・手続きを提示することにより、必要かつ充分な情報の開示と、買付提案の検証及びその検討のための期間を確保する必要があると判断し、当社定款に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を策定し、平成25年６月27日開催の第65回定時株主総会でご承認いただいております。

本ルールに基づいて、株主意思確認の株主総会等において対抗策の発動が承認された場合、買付者が本ルールを遵守しない場合及び当社株式の大量取得行為その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が当社の企業価値を毀損することが明らかな場合は、本ルールに従って対抗策が発動されることになります。

（本ルールの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.arisawa.co.jp/）をご参照ください。）

③　上記の取組みが、基本方針に従い、当社の企業価値及び株主の共同の利益を損なうものでなく、かつ、役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、株式を上場し投資家の皆様に当社株式の自由な売買を行っていただくなかで、当社取締役会の意に反して行われる大規模買付行為、あるいは当社の支配権の移転を伴う買付提案におきましても、企業価値の向上により株主の皆様全体の利益となるものについては、当社取締役会としてこれを否定すべきでなく、最終的には当社の株主全体の判断に基づき行われるべきものと考えております。

このような買付が行われた場合は、株主の皆様が適切な判断を下されるために、買付者から詳細な情報の提供を受け株主の皆様に充分な情報の開示を行うとともに、当社取締役会としての意見表明を行い、株主の皆様にどちらの主張が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に結びつくかを、株主総会等で直接意思表示していただくことが最善の方策と考えており、本ルールでは次のように定めております。

イ　株主の皆様の直接決議による判断

本ルールは、買付者が本ルールを遵守しない場合等を除き、買付者による買付提案の受け入れの可否について、株主の皆様に直接判断いただくものであります。この株主意思の確認手続きにあたって、取締役が自らの保身のための個別勧誘等を行うことはほぼ不可能であり、取締役の恣意的な意向が入り込む余地はありません。

ロ　取締役会判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思の確認を行わずに対抗策を発動できるのは、本ルール違反や企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかな場合に限定しておりますとともに、有効期間を約２年とするいわゆるサンセット条項を付しております。

したがいまして、当社取締役会は、この「会社の支配に関する基本方針」が当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の利益を損なうものではないと考えます。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	29,752,264	流動負債	14,778,676
現金及び預金	8,067,309	支払手形及び買掛金	6,235,155
受取手形及び売掛金	13,653,496	短期借入金	4,096,354
有価証券	36,458	１年内返済予定の長期借入金	883,290
商品及び製品	3,150,466	リース債務	21,979
仕掛品	1,300,077	未払法人税等	1,200,383
原材料及び貯蔵品	2,642,708	繰延税金負債	1,943
繰延税金資産	448,933	賞与引当金	484,797
その他	628,240	役員賞与引当金	1,831
貸倒引当金	△175,426	製品保証引当金	433
固定資産	36,014,622	その他	1,852,509
有形固定資産	11,209,897	固定負債	2,158,524
建物及び構築物	5,829,435	長期借入金	767,874
機械装置及び運搬具	3,432,121	リース債務	101,568
土地	1,449,652	繰延税金負債	1,103,878
建設仮勘定	152,494	退職給付に係る負債	60,551
その他	346,193	資産除去債務	58,148
無形固定資産	95,901	その他	66,502
その他	95,901	負債合計	16,937,201
投資その他の資産	24,708,823	純資産の部	
投資有価証券	23,796,785	株主資本	42,392,150
長期貸付金	546,247	資本金	7,262,490
繰延税金資産	153,323	資本剰余金	6,374,513
その他	581,783	利益剰余金	28,758,169
貸倒引当金	△369,315	自己株式	△3,022
		その他の包括利益累計額	3,729,041
		その他有価証券評価差額金	2,446,431
		為替換算調整勘定	1,099,998
		退職給付に係る調整累計額	182,611
		新株予約権	84,479
		少数株主持分	2,624,013
		純資産合計	48,829,685
資産合計	65,766,887	負債・純資産合計	65,766,887

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		37,589,425
売上原価		30,600,392
売上総利益		**6,989,032**
販売費及び一般管理費		4,053,657
営業利益		**2,935,375**
営業外収益		
受取利息	328,405	
受取配当金	112,278	
持分法による投資利益	745,381	
為替差益	352,875	
その他	374,669	1,913,610
営業外費用		
支払利息	113,052	
貸倒引当金繰入額	128,828	
その他	103,241	345,122
経常利益		**4,503,863**
特別利益		
固定資産売却益	3,399	
投資有価証券売却益	2,976,740	
その他	76,087	3,056,227
特別損失		
減損損失	55,988	
固定資産除却損	74,388	
投資有価証券評価損	111,810	
特別退職金	57,550	
その他	23,885	323,623
税金等調整前当期純利益		**7,236,468**
法人税、住民税及び事業税	1,552,234	
法人税等調整額	444,826	1,997,061
少数株主損益調整前当期純利益		**5,239,406**
少数株主利益		380,112
当期純利益		**4,859,294**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,153,623	6,265,645	25,027,592	△2,100	38,444,760
会計方針の変更による累積的影響額			△250,547		△250,547
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	7,153,623	6,265,645	24,777,045	△2,100	38,194,213
当連結会計年度変動額					
新株の発行	108,867	108,867			217,734
剰余金の配当			△878,169		△878,169
当期純利益			4,859,294		4,859,294
自己株式の取得				△921	△921
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	108,867	108,867	3,981,124	△921	4,197,937
当連結会計年度末残高	7,262,490	6,374,513	28,758,169	△3,022	42,392,150

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	2,979,753	449,054	131,309	3,560,117	145,742	2,342,263	44,492,883
会計方針の変更による累積的影響額							△250,547
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	2,979,753	449,054	131,309	3,560,117	145,742	2,342,263	44,242,336
当連結会計年度変動額							
新株の発行							217,734
剰余金の配当							△878,169
当期純利益							4,859,294
自己株式の取得							△921
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△533,322	650,944	51,302	168,924	△61,262	281,750	389,411
当連結会計年度変動額合計	△533,322	650,944	51,302	168,924	△61,262	281,750	4,587,349
当連結会計年度末残高	2,446,431	1,099,998	182,611	3,729,041	84,479	2,624,013	48,829,685

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　12社

・主要な連結子会社の名称　新揚科技股份有限公司
松揚電子材料（昆山）有限公司
ThinFlex Technology Corporation （B.V.I.）
Protec Arisawa Europe, S.A.
Protec Arisawa America, Inc.
カラーリンク・ジャパン株式会社
アリサワファイバーグラス株式会社
有沢総業株式会社

②　非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　有沢電子（大連）有限公司
株式会社アスナ

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社または関連会社数
３社

・主要な会社等の名称　株式会社ポラテクノ
和詮科技股份有限公司
DDD Group plc

②　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　有沢電子（大連）有限公司
菱有工業株式会社

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③　持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち新揚科技股份有限公司、松揚電子材料（昆山）有限公司、ThinFlex Technology Corporation（B.V.I.）、Protec Arisawa Europe,S.A.及びProtec Arisawa America,Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要取引については連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

⑷ 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

(イ) 時価のあるもの　　連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

(ロ) 時価のないもの　　総平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 商品、製品、半製品、仕掛品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。

(ロ) 原材料、貯蔵品　　当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　10～31年

機械装置及び運搬具　４～９年

ロ．無形固定資産　（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　　一部の連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

ニ．製品保証引当金　　顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる金額を合理的に見積もり計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

⑥　のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年３月31日以前に発生した負ののれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

⑸ 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が287,607千円増加し、利益剰余金が250,547千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保提供資産	
現金及び預金	1,602,015千円
受取手形及び売掛金	1,053,870千円
建物及び構築物	4,059,698千円
機械装置及び運搬具	1,397,290千円
有形固定資産「その他」	12,652千円
土地	267,806千円
投資その他の資産	57,172千円
計	8,450,506千円
担保付債務	
短期借入金	2,434,115千円
１年内返済予定の長期借入金	506,672千円
長期借入金	563,389千円
計	3,504,177千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　38,368,222千円

⑶　偶発債務

重要な訴訟事件

連結子会社である株式会社有沢建販（以下「同社」）は岡山大建工業株式会社（現大建工業株式会社、以下「大建工業」）より、同社が納入したキッチン用パネルが施工後に剥離する現象が発生したため、平成24年2月9日付で損害賠償請求訴訟（請求金額1,720百万円）の提起を受けました。なお、その後の請求の変更申立により、請求額は4,824百万円に変更されています。

同社といたしましては、大建工業が指定した材料に起因する剥離であり、同社の損害賠償責任はないものと判断しており、弁護士と協議のうえ本件訴訟に対応しております。

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	35,131,024株	354,800株	－株	35,485,824株

（注）　発行済株式の増加株式数354,800株は、新株予約権の行使によるものであります。

⑵ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年６月26日開催の第66回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　878,169千円

・１株当たり配当金額　25円

・基準日　平成26年３月31日

・効力発生日　平成26年６月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成27年６月26日開催の第67回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　1,241,813千円

・１株当たり配当金額　35円

・基準日　平成27年３月31日

・効力発生日　平成27年６月29日

配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。なお、１株当たり配当金額35円には、特別配当11円が含まれております。

⑶ 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年６月29日株主総会決議分	平成22年６月29日取締役会決議分	平成22年６月29日株主総会決議分	平成23年６月29日取締役会決議分	平成23年６月29日株主総会決議分	平成24年６月28日取締役会決議分	平成24年６月28日株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	31,400株	11,000株	46,300株	7,000株	45,900株	24,000株	86,600株
新株予約権の数	314個	110個	463個	70個	459個	240個	866個

（注）　権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

４．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき必要な資金を主に銀行借入で調達すると共に、余裕資金については流動性の高い金融資産で運用を行っており、デリバティブ取引については外貨建ての営業債権債務に対して為替の変動リスク回避を目的にその範囲内の規模で先物為替予約取引に限定して行うなど、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

・営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクが存在すると共に、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

・有価証券及び投資有価証券は、主に純投資を目的としたものと、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

・営業債務である支払手形及び買掛金は、主に４ヶ月程度の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

・借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。なお、金利は固定金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

・受取手形及び売掛金は、営業部門が取引先ごとに与信限度額を設定し、期日及び残高を管理すると共に、取引先の状況を把握し、回収懸念の早期把握や低減を図っております。

・資金運用を目的とした有価証券及び投資有価証券については、格付の高い債券を対象としており、信用リスクの低減に努めております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

・一部の外貨建営業債権債務については、為替の変動リスクを回避することを目的に、先物為替予約取引を行う場合があります。

・有価証券及び投資有価証券については、市況や取引関係を勘案し保有状況を確認しております。

・先物為替予約の取引の執行・管理については、担当部門が決裁担当者の承認の下に行い、対象となる債権債務の範囲内であること等の引当の妥当性を確認しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（約定期日に支払が実行できなくなるリスク）の管理

・当社は流動性リスクに備え、機動的な資金調達のため、金融機関と当座貸越契約を締結しております。

・資金の調達においては、事業計画、設備投資計画に基づいて資金計画を作成・更新し手元流動性の維持等により流動性リスクに備えております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時　価（千円）	差　額（千円）
⑴ 現金及び預金	8,067,309	8,067,309	－
⑵ 受取手形及び売掛金	13,653,496	13,653,496	－
⑶ 有価証券及び投資有価証券	23,509,078	25,743,963	2,234,885
資産計	45,229,885	47,464,770	2,234,885
⑴ 支払手形及び買掛金	6,235,155	6,235,155	－
⑵ 短期借入金	4,096,354	4,096,354	－
⑶ 未払法人税等	1,200,383	1,200,383	－
⑷ 長期借入金 ※	1,651,164	1,652,317	1,152
負債計	13,183,057	13,184,209	1,152

※　１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

⑴ 現金及び預金、⑵ 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負　債

⑴ 支払手形及び買掛金、⑵ 短期借入金、⑶ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷ 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	324,824

これらについては、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから「⑶ 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5．1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　　1,299円91銭
⑵ 1株当たり当期純利益　　137円85銭

6．その他の注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
新潟県上越市	3Ｄ材料製造設備	土地

当社グループは、種類別セグメントを基礎に、主として品種を束ねた製品群により資産のグルーピングを行っております。また、賃貸用資産及び遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産のうち、製品等の市場価格等の下落等により収益性が著しく悪化している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（55,988千円）として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**17,595,620**	**流動負債**	**8,096,722**
現金及び預金	2,722,683	支払手形	1,886,908
受取手形	529,281	買掛金	2,524,150
売掛金	7,814,876	電子記録債務	817,934
電子記録債権	4,429	短期借入金	610,400
有価証券	36,457	リース債務	3,974
商品及び製品	2,166,400	未払金	623,796
仕掛品	938,346	未払費用	88,948
原材料及び貯蔵品	1,352,163	未払法人税等	1,060,599
前払費用	23,740	前受金	1,585
繰延税金資産	342,322	預り金	23,437
未収収益	173,500	賞与引当金	328,227
関係会社短期貸付金	2,127,312	その他	126,757
その他	92,390	**固定負債**	**1,437,611**
貸倒引当金	△728,284	長期借入金	184,900
固定資産	**25,385,144**	リース債務	2,129
有形固定資産	**7,251,086**	繰延税金負債	807,859
建物	4,195,406	退職給付引当金	353,293
構築物	206,968	資産除去債務	28,011
機械及び装置	1,370,811	その他	61,417
車両運搬具	10,381	**負債合計**	**9,534,333**
工具器具備品	63,052	**純資産の部**	
土地	1,266,874	**株主資本**	**30,938,061**
リース資産	3,730	**資本金**	**7,262,490**
建設仮勘定	133,860	**資本剰余金**	**6,374,513**
無形固定資産	**54,724**	資本準備金	6,374,513
ソフトウェア	41,766	**利益剰余金**	**17,304,080**
リース資産	1,869	利益準備金	748,262
その他	11,088	その他利益剰余金	16,555,818
投資その他の資産	**18,079,333**	固定資産圧縮積立金	23,307
投資有価証券	15,300,585	別途積立金	10,520,000
関係会社株式	2,413,136	繰越利益剰余金	6,012,510
長期貸付金	444,102	**自己株式**	**△3,022**
長期前払費用	187,821	**評価・換算差額等**	**2,423,890**
その他	103,003	**その他有価証券評価差額金**	**2,423,890**
貸倒引当金	△369,315	**新株予約権**	**84,479**
資産合計	**42,980,765**	**純資産合計**	**33,446,432**
		負債・純資産合計	**42,980,765**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		27,578,280
売上原価		23,622,220
売上総利益		**3,956,059**
販売費及び一般管理費		2,402,149
営業利益		**1,553,910**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	875,043	
為替差益	323,660	
その他	398,118	1,596,822
営業外費用		
支払利息	7,482	
賃貸費用	144,010	
貸倒引当金繰入額	408,398	
その他	51,418	611,309
経常利益		**2,539,423**
特別利益		
固定資産売却益	2,895	
投資有価証券売却益	2,929,926	
その他	53,371	2,986,193
特別損失		
固定資産除却損	77,228	
減損損失	55,988	
投資有価証券評価損	151,688	
その他	23,885	308,791
税引前当期純利益		**5,216,825**
法人税、住民税及び事業税	1,170,988	
法人税等調整額	339,828	1,510,817
当期純利益		**3,706,007**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金(注)2	利益剰余金合計		
当期首残高	7,153,623	6,265,645	748,262	14,015,587	14,763,849	△2,100	28,181,017
会計方針の変更による累積的影響額				△287,607	△287,607		△287,607
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,153,623	6,265,645	748,262	13,727,979	14,476,242	△2,100	27,893,410
当期変動額							
新株の発行	108,867	108,867					217,734
剰余金の配当				△878,169	△878,169		△878,169
当期純利益				3,706,007	3,706,007		3,706,007
自己株式の取得						△921	△921
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	108,867	108,867	－	2,827,838	2,827,838	△921	3,044,651
当期末残高	7,262,490	6,374,513	748,262	16,555,818	17,304,080	△3,022	30,938,061

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,980,200	145,742	31,306,960
会計方針の変更による累積的影響額			△287,607
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,980,200	145,742	31,019,353
当期変動額			
新株の発行			217,734
剰余金の配当			△878,169
当期純利益			3,706,007
自己株式の取得			△921
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△556,310	△61,262	△617,572
当期変動額合計	△556,310	△61,262	2,427,078
当期末残高	2,423,890	84,479	33,446,432

（注）　１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

（注）　2．その他利益剰余金の内訳は次のとおりであります。

（単位：千円）

	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	23,956	10,520,000	3,471,630	14,015,587
会計方針の変更による累積的影響額			△287,607	△287,607
会計方針の変更を反映した当期首残高	23,956	10,520,000	3,184,023	13,727,979
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立	1,119		△1,119	－
固定資産圧縮積立金の取崩	△1,767		1,767	－
剰余金の配当			△878,169	△878,169
当期純利益			3,706,007	3,706,007
当期変動額合計	△648	－	2,828,487	2,827,838
当期末残高	23,307	10,520,000	6,012,510	16,555,818

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　総平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

・時価のないもの　総平均法による原価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、半製品、仕掛品　先入先出法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。）

・原材料、貯蔵品　総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　15～31年
機械及び装置　８～９年

② 無形固定資産　（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑷ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑸ その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

⑹ 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付に係る負債が287,607千円増加し、利益剰余金が287,607千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保提供資産	
建物	3,105,359千円
構築物	110,700千円
機械及び装置	714,141千円
工具器具備品	12,652千円
土地	200,489千円
計	4,143,343千円
担保付債務	
短期借入金	520,400千円
長期借入金	184,900千円
計	705,300千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　32,459,821千円

⑶　保証債務

関係会社の仕入債務及び契約履行に対する保証債務

・株式会社有沢建販（仕入債務）	4,167千円
・Protec Arisawa America, Inc.（製品保証）	26,819千円
・Protec Arisawa Europe, S.A.（契約履行保証）	26,993千円

⑷　関係会社に対する金銭債権、債務

①　短期金銭債権	2,647,256千円
②　長期金銭債権	53,421千円
③　短期金銭債務	592,530千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　売上高	1,680,023千円
②　仕入高	3,875,151千円
③　営業取引以外の取引高	251,906千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,242株	1,190株	－株	5,432株

（注）　自己株式の増加株式数1,190株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	580,172千円
貸倒引当金	352,795千円
投資有価証券評価損	327,576千円
退職給付引当金	113,625千円
賞与引当金	107,674千円
たな卸資産評価損	85,439千円
その他	417,772千円
繰延税金資産小計	1,985,055千円
評価性引当額	△1,292,192千円
繰延税金資産合計	692,863千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,145,903千円
固定資産圧縮積立金	△11,039千円
その他	△1,456千円
繰延税金負債合計	△1,158,399千円
繰延税金負債の純額	△465,536千円

（注）当事業年度における繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	342,322千円
固定負債－繰延税金負債	△807,859千円

⑵　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は58,575千円減少し、法人税等調整額が59,227千円、その他有価証券評価差額金が117,803千円、それぞれ増加しております。

6．関連当事者との取引に関する注記

⑴　子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社プロテックインターナショナルホールディングス	新潟県上越市	101,830	複合材料の成形、組立、加工及び購入、販売	直接 100.0	資金援助役員の兼任	資金の貸付(注)	1,613,522	貸付金	1,613,522
							貸付金の返済	1,561,467		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）　資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を決定しております。

⑵　役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	有沢三治	－	－	当社代表取締役	(被所有) 直接 1.32	－	ストックオプションの権利行使	17,523	－	－
役員	渡辺雄一	－	－	当社取締役	(被所有) 直接 0.07	－	ストックオプションの権利行使	10,221	－	－
子会社の役員	飯塚哲朗	－	－	子会社代表取締役	(被所有) 直接 0.06	－	ストックオプションの権利行使	11,612	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

平成22年６月29日、平成23年６月29日及び平成24年６月28日開催の当社取締役会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

7．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　940円29銭

⑵　１株当たり当期純利益　105円13銭

8．その他の注記

減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
新潟県上越市	3Ｄ材料製造設備	土地

当社は、種類別セグメントを基礎に、主として品種を束ねた製品群により資産のグルーピングを行っております。また、賃貸用資産及び遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産のうち、製品等の市場価格等の下落等により収益性が著しく悪化している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（55,988千円）として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に算定した金額により評価しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

株式会社　有　沢　製　作　所
　　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江　島　　智　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚　田　一　誠　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　島　伸　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社有沢製作所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社有沢製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

株式会社　有　沢　製　作　所
　　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　島　　智　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　塚　田　一　誠　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　島　伸　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社有沢製作所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月27日

株式会社 有沢製作所　監査役会

常勤監査役　太　田　耕　治　㊞

社外監査役　齊　藤　明　雄　㊞

社外監査役　田　中　信　也　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当期の剰余金処分につきましては、当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当維持を基本としつつ、企業の体質強化及び将来の事業展開等を勘案して、期末配当及び利益剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金35円（うち、普通配当24円・特別配当11円）といたします。

なお、この場合の配当総額は1,241,813,720円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

２．剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　3,500,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　3,500,000,000円

第２号議案　取締役７名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、平成27年５月28日現在の状況であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	有沢三治 （昭和17年７月７日生）	昭和61年４月　当社入社、当社開発部長 昭和62年７月　当社取締役 平成元年６月　当社常務取締役 平成４年６月　当社専務取締役 平成７年６月　当社代表取締役社長 平成15年６月　当社最高経営責任者（ＣＥＯ）（現在に至る） 平成26年６月　当社代表取締役会長（現在に至る） （重要な兼職の状況） 株式会社プロテック インターナショナル ホールディングス 代表取締役社長 Protec Arisawa Europe, S.A. Director and Chairman	468,672株
2	有沢悠太 （昭和44年７月25日生）	平成４年４月　三菱電機株式会社入社 平成14年２月　ＪＰモルガン証券株式会社入社 平成15年８月　当社入社 平成19年４月　当社製造部統括補佐 平成21年４月　当社執行役員 平成22年６月　当社取締役常務執行役員 平成23年６月　当社取締役専務執行役員 平成26年６月　当社代表取締役社長（現在に至る） （担当） 経営企画部、人事部、電子材料営業部分掌	64,006株
3	渡辺雄一 （昭和27年６月11日生）	昭和48年３月　当社入社 平成13年７月　当社執行役員 平成15年６月　当社取締役常務執行役員 平成17年６月　当社取締役専務執行役員（現在に至る） （担当） 製造部分掌	24,004株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	三輪 卓（みわ たかし） （昭和26年3月3日生）	昭和48年３月　当社入社 平成12年４月　当社技術部エレクトロニクス材料部門統括 平成13年７月　当社執行役員 平成15年６月　当社常務執行役員 平成16年６月　当社取締役常務執行役員 平成26年６月　当社取締役専務執行役員（現在に至る） （担当） 技術部分掌	26,542株
5	戸田 良彦（とだ よしひこ） （昭和33年１月24日生）	昭和56年３月　当社入社 平成８年７月　当社東京支店統括 平成20年６月　当社執行役員 平成23年６月　当社上席執行役員 平成26年６月　当社取締役常務執行役員（現在に至る） （担当） 光学材料営業部、回路材料営業部、電絶･複合材料営業部、東京･大阪支店分掌 （重要な兼職の状況） 有沢樹脂工業株式会社 代表取締役社長	3,624株
6	後藤 克誓（ごとう かつちか） （昭和19年11月20日生）	昭和47年６月　GA Saxton&Co.,New York入社 昭和62年４月　SG Warburg Securities, Inc（東京）シニアアナリスト 平成６年４月　スミスバーニー証券株式会社　マネージングディレクター、調査部長 平成10年12月　シンガポール政府投資公司シニアアドバイザー 平成16年３月　ユニパルス株式会社代表取締役 平成22年６月　当社取締役（現在に至る）	17,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	髙下 悦仁郎（こうげ えつじろう） （昭和21年7月20日生）	昭和44年４月　三菱油化株式会社（現三菱化学株式会社）入社 平成14年４月　三菱化学株式会社執行役員 平成14年８月　日本ポリケム株式会社取締役社長 平成17年４月　三菱化学株式会社常務執行役員 平成19年６月　同社取締役 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役常務執行役員 平成24年６月　当社取締役（現在に至る）	8,090株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．所有する当社株式の数は平成27年３月31日現在の株主名簿によるものであります。
３．各取締役候補者が所有する当社株式の数には、持株会における持分を含んでおります。
４．取締役候補者のうち、後藤克誓、髙下悦仁郎の両氏は社外取締役候補者であります。
後藤克誓氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として幅広く高度な識見と長年の豊富な経験からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって５年であります。
髙下悦仁郎氏を社外取締役候補者とした理由は、三菱化学株式会社の経営に携わり、経営者として幅広く高度な識見と長年の豊富な経験からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。
なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって３年であります。
５．取締役候補者のうち、後藤克誓、髙下悦仁郎の両氏は現在独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
６．当社は社外取締役候補者である後藤克誓、髙下悦仁郎の両氏との間でそれぞれ責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合、同契約をそれぞれ継続する予定であります。その責任限定契約の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い時に限るものとする。

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役は次のとおりであり、飯塚哲朗氏は監査役太田耕治氏の補欠として、金子寿一氏は社外監査役齊藤明雄、田中信也の両氏の補欠として選任するものであります。

なお、本選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであり、平成27年５月28日現在の状況であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	飯塚哲朗（いいづかてつろう） （昭和24年３月23日生）	昭和46年３月　当社入社 平成12年７月　当社経営企画部統括 平成15年６月　当社執行役員 平成17年６月　当社取締役常務執行役員 平成23年５月　有沢総業株式会社　代表取締役社長（現在に至る）	21,545株
2	金子寿一（かねこじゅいち） （昭和24年10月24日生）	平成５年２月　本郷会計事務所（現辻・本郷税理士法人）入所 平成９年６月　税理士登録 平成13年11月　中央シーエスアカウンティング株式会社（現ＣＳアカウンティング株式会社）　取締役 平成17年12月　ＣＳアカウンティング株式会社　代表取締役社長（現在に至る） 平成24年１月　辻・本郷税理士法人上越支部所長（現在に至る）	－株

（注）１．金子寿一氏の所属する辻・本郷税理士法人に対して、税務顧問として顧問報酬を支払っております以外は、補欠監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．所有する当社株式の数は平成27年３月31日現在の株主名簿によるものであります。
３．金子寿一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士として会計・法務に精通し、幅広く高度な識見と長年の豊富な経験により企業経営を統治する充分な識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
４．金子寿一氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、その責任限定契約の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項で定める最低責任限度額を限度額とする。
・上記の責任限定契約が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い時に限るものとする。

第４号議案　ストック・オプションとして、使用人等に新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社使用人等に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに優秀な人材確保のため、当社従業員及び顧問並びに当社の完全子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することを目的としております。

２．新株予約権の内容

⑴　新株予約権の割当を受ける者

当社従業員及び顧問並びに当社の完全子会社の取締役及び従業員のうち、当社取締役会で承認された者とする。

⑵　発行する新株予約権の数

2,419個（新株予約権１個につき100株）を総数の上限とする。

⑶　新株予約権の目的となる株式の数

241,900株を総株数の上限とする。

⑷　新株予約権の払込金額またはその算定方法並びに払込の要否

無償とし、払込を要しない。

⑸　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権行使時に払込すべき金額は、新株予約権割当日において決定される１株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権割当日の終値及びその日に先立つ終値の存する６直近日（割当日に終値がない場合はこの日に先立つ終値の存する７直近日）の単純平均値に1.05を乗じた金額とし１円未満は切り上げるものとする。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（割当日に終値がない場合は直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満は切り上げるものとする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、時価を下回る金額で新株式の発行（ストック・オプションの権利行使により新株式を発行する場合を除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満は切り上げるものとする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

なお、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

⑹　新株予約権を行使することができる期間

平成29年７月１日から平成32年６月30日まで

⑺　新株予約権の行使の条件

①　新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社取締役、顧問、従業員または当社子会社の取締役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。

②　権利の譲渡・質入その他の処分及び相続は認めないものとする。

⑻　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

②　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑼　新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に付与義務を承継するときを除き、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

⑽　譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡する場合には取締役会の承認を要するものとする。

⑾　その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

第５号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続（改訂）の件

当社は第65回定時株主総会の決議によりまして「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入しておりますが、この対応策は有効期間を約２年とするいわゆるサンセット条項を付しており、その期限となることから、当社定款に基づきこの継続（改訂）をお願いするものであります。

なお、この対応策の継続（改訂）にあたり法令の新設または改廃に関しまして条項ないし用語の意義等に改正を行いましたが、要件及び手続きにつきましては、前回ご承認いただきました内容を踏襲しており、買収行為が無秩序に行われることを防止し、買付を行う者またはその提案者に対して遵守すべきルール・手続きを提示することにより、必要かつ充分な情報の開示と、買付提案の検証及びその検討のための期間を確保することを主眼に、また買収に対する対抗策の発動においては株主総会等で直接株主の皆様にお伺いすること等、当社取締役の恣意的判断の排除に配慮しております。また、有効期間を約２年とするいわゆるサンセット条項につきましても同様の扱いとしており、その内容は次のとおりであります。

１．対応策の導入の目的

当社は明治42年の創業以来、一貫してユーザーニーズにお応えしながら技術革新と製品開発に取り組み、当社独自の「織る、塗る、形づくる」技術を構築し、良好な労使関係のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。当社取締役会はこの歴史と蓄積された技術を育み続けるとともに、これらの企業価値を理解し、長期的に育成し、向上させる義務があると考えております。

しかしながら近年の株式市場においては対象となる会社の株主あるいは経営陣に対して充分な説明や協議の手続きを経ることなく大量の株式の買付を強行する等の買収手法も見受けられ、ややもすると企業価値の喪失、株式売却の強要等、株主利益の侵害とも取れるものも少なくありません。

当社取締役会は、株式を上場し投資家の皆様に当社株式の自由な売買を行っていただくなかで、当社取締役会の意に反して行われる大規模買付行為、あるいは当社の支配権の移転を伴う買付提案におきましても、企業価値の向上により株主の皆様全体の利益となるものについては、当社取締役会としてこれを否定すべきでなく、最終的には当社の株主全体の判断に基づき行われるべきものと考えております。このような当社株式の大量取得行為その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合は、株主の皆様が適切な判断を下されるために、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）から詳細な情報の提供を受け株主の皆様に充分な情報の開示を行うとともに、当社取締役会としての意見表明を行い、株主の皆様にどちらの主張が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に結びつくかを、株主総会等で直接意思表示していただくことが最善の方策と考えております。

このためには買付者に対して遵守すべきルール・手続きを提示することにより、必要かつ充分な情報の開示と、買付提案の検証及びその検討のための期間を確保する必要があると判断し、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を策定いたしました。

株主意思確認の株主総会等において対抗策の発動が承認された場合、買付者が本ルールを遵守しない場合及び買付が当社の企業価値を毀損することが明らかな場合は、本ルールに従って対抗策が発動されることになります。

なお、株主意思確認の株主総会等において対抗策の発動が否決された場合及び本ルールに従って買付者の提案の検証及び買付者との交渉を行った結果、買付者の提案が企業価値の向上により、株主の皆様全体の利益となると当社取締役会が認めた場合は、速やかにその旨を公表するとともに、対抗策を発動いたしません。

2．本ルールの内容

⑴　対抗策の内容

買付者が現れ、本ルールに定められる手続きを経た後に、対抗策を発動すべきとの結論に達した場合は、次の条件を付した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当を実施することにより、買付者の当社株券等保有割合を低下させます。

①　当該買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付します。

②　当社が当該買付者以外の者から、当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付します。

⑵　対抗策を発動する場合の手続き

①　対象となる買付

本ルールが対象とする買付は、当社取締役会が企業価値及び株主共同の利益に反しないと別途認めたもの以外で、次に該当するものです。なお、ａ．及びｂ．で使用する用語及び概念は、金融商品取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」で示された定義に準拠します。

ａ．当社が発行者である株券等に対する、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付

ｂ．当社が発行者である株券等に対する、公開買付に係る株券等の株式所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付

②　買付者への情報提供の義務付け及び要求

上記「①　対象となる買付」に定める買付を行う買付者は、当該買付の実行に先立ち買付に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の誓約文言を含め、下記に定める買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「必要情報」といいます。）をすべて日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書の内容が必要情報として不充分だと判断した場合は、適宜回答までの期限を定めたうえで、買付者に対し追加の情報を提出するよう要求することがあります。この場合、買付者は当該期限までに要求された情報を提供する義務を負うものとします。

また、本ルールの定めとして、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の不実施に関する決議を行うまで、買付者には買付等の実行をひかえていただきます。

なお、買付者が本ルールの義務付けに従わず買付を開始したと認められる場合、当社取締役会の判断に基づいて対抗策が発動されることになります。

記

ａ．買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

ｂ．買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性を含みます。）

ｃ．買付価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想される影響額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配される影響額と算定根拠等を含みます。）

ｄ．買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

ｅ．買付後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

ｆ．買付後の当社及び当社グループの従業員、取引先、お客様、地域関係者その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

ｇ．当社の他の株主との間の利益相反のある場合はそれを回避するための具体的方策

ｈ．その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

③　買付説明書の検証及び買付者の交渉義務付け

当社取締役会は、上記「②　買付者への情報提供の義務付け及び要求」に定める必要情報が記載された買付説明書（以下「適正な買付説明書」といいます。）を受領し次第、速やかにその旨を公表するとともに必要情報の検証及び買付者との交渉を開始します。買付者は当社取締役会の協議・交渉等の求めがある場合及び検討資料その他の情報提供に速やかに応じる義務を負うものとします。

④　臨時の株主名簿確定のための基準日の決定

当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した段階で、株主の皆様の意思確認を行うための手続きとして、臨時の株主名簿確定のための基準日（以下「名簿基準日」といいます。）を定め、名簿基準日の２週間前までに公告を行います。

⑤　取締役会の見解と代替案の作成

当社取締役会は、当該買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものであるか否かを的確に判断いただけるよう、適正な買付説明書の受領後、当該買付提案を検証するために必要であるとして当社取締役会が定める期間（対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合暦日60日間、その他の大規模買付行為の場合90日間とします。以下「検証期間」といいます。）に、当該買付提案に対する当社取締役会の見解をお知らせするとともに、必要に応じて買付提案と比較対照できるように当社代替案を明示します。

なお、当社取締役会の見解及び代替案の作成にあたっては、必要に応じて外部専門家の助言を取り入れる等、当社取締役の恣意的判断を排除した当該買付提案に対する評価と代替案の作成に努めます。

また、本ルールに従って買付者の提案の検証及び買付者との交渉を行った結果、買付者の提案が企業価値の向上により、株主の皆様全体の利益となると当社取締役会が認めた場合は、すみやかにその旨を公表するとともに、対抗策を発動いたしません。

⑥　株主意思の確認手続き

本ルールにおいて、株主の皆様が当該買付提案と当社取締役会の見解及び代替案についてご検討いただいたうえ、対抗策を発動するための本新株予約権の発行にご賛同をいただけるか否かの判断の確認を、定時または臨時の株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）において行います。

ａ．株主意思確認総会

株主意思確認総会は当社取締役会の見解の明示の後、45日以内の開催を原則としますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は事務手続き上可能な限り最も早い日に開催することとし、その招集手続き及び当該総会における議決権の行使方法は法令及び当社定款に定める定時株主総会の手続きに準じます。

ｂ．議決権を行使できる株主

株主意思確認総会において議決権を行使することのできる株主は、当社取締役会が定めた名簿基準日の最終株主名簿に記載または記録された株主とします。

ｃ．決議の方法

株主意思確認総会では、当社定款第17条第１項に基づき、議決権の書面行使を含めて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決議を行うものとします。

ｄ．名簿基準日の変更または株主意思確認総会の延期

当社取締役会は株主意思確認総会において株主の皆様が判断するための情報等に関して、重要な変更等が発生した場合、名簿基準日の変更、または株主意思確認総会を延期もしくは中止することができるものとします。

ｅ．株主意思確認総会結果の報告

株主意思の確認結果につきましては判明し次第速やかに開示いたします。

⑦　取締役会の決議

当社取締役会は買付者が買付を撤回しない場合、株主意思確認手続きの結果に従って、速やかに本新株予約権の無償割当の実施または不実施の決議を行うとともに、その決議内容を開示します。

本ルールの定めとして、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の不実施に関する決議を行うまで、買付者には買付等の実行をひかえていただきます。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当を決議した後において、下記ａ．またはｂ．のいずれかの事態が発生した場合は、当社取締役会は、（ⅰ）本新株予約権の行使期間が到来するまでの間は本新株予約権の無償割当を中止することができる旨の決議を、（ⅱ）無償割当の効力発生後においては本新株予約権を無償で取得する旨の決議を、それぞれ行うことができるものとします。

また、当該決議が行われた場合、速やかに当該決議の内容その他関連する事項についての情報を開示します。

記

ａ．当該無償割当の決議後に買付者が買付を撤回した場合、その他買付そのものが存在しなくなった場合

ｂ．当該無償割当決議をするに至った事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が次の「⑶　取締役会判断により対抗策を発動する場合の要件」に定めるいずれの要件にも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当の実施または行使を認めることが相当でない場合

⑶　取締役会判断により対抗策を発動する場合の要件

当社取締役会が、買付者による当該買付が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、その判断根拠を明らかにしたうえで速やかに対抗策（新株予約権の無償割当）を発動します。

①　本ルールに定める手続きを遵守しない買付

②　当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく侵害する可能性のある以下の買付

ａ．株券等を買占め、その株券等について当社に高値で買い取るよう要求する行為

ｂ．当社の経営を一時的に支配して当社の重要な資産を廉価で取得する等当社の犠牲のもとに買付者の利益を実現する経営を行うような行為

ｃ．当社の資産を買付者やそのグループの会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

ｄ．会社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

③　強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付

⑷　本新株予約権の無償割当の概要

本新株予約権の無償割当の概要は以下のとおりです。

①　新株予約権の数

本新株予約権の無償割当に関する取締役会決議（以下「本新株予約権割当決議」といいます。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点における当社の保有する当社株式の数を控除します。）と同数の新株予約権を割り当てます。

②　割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された買付者等を除く当社以外の株主に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③　本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権の無償割当決議において、当社取締役会が別途定める日とします。

④　本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は１株とします。

⑤　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、金１円以上で当社普通株式の時価の50％相当額以下の範囲内において、当社取締役会が決定する金額とします。

時価とは、本新株予約権割当決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥　本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、無償割当の効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日とします。）を初日とし、１ヶ月間から２ヶ月間までの範囲で当社取締役会が本新株予約権割当決議において定める期間とします。

ただし、下記「⑨　当社による本新株予約権の取得」の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合の当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦　本新株予約権の行使条件

次に該当する者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することはできません。

（ⅰ）特定大量保有者
（ⅱ）特定大量保有者の共同保有者
（ⅲ）特定大量買付者
（ⅳ）特定大量買付者の特別関係者
（ⅴ）上記にそれぞれ該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者
（ⅵ）上記にそれぞれ該当する者の関連者

また、権利行使にあたり本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明、保証、その他誓約等を当社が定めた書式によりご提出いただく場合があります。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

ａ．「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第４項に定義されます。）が20％以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。

ｂ．「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者を指し、同法第27条の23第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。

ｃ．「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の２第１項で定義されます。以下本ｃ．において同じ。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に定義されます。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20％以上となる者をいいます。
ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会はいつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件のもとに当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合は、当該条件が満たされている場合に限ります。）、その他本新株予約権割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。

ｄ．「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に定義される者をいいます。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）
ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第１項で定める者を除きます。

ｅ．非適格者とされる「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条に定義されます。）をいいます。

⑧　本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。

⑨　当社による本新株予約権の取得

ａ．当社は、本新株予約権行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができます。

ｂ．当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記「⑦　本新株予約権の行使条件」の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を１株交付することができます。

また、かかる取得がなされた日より後に、上記「⑦　本新株予約権の行使条件」の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合は、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のものがあれば、これをすべて取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式１株を交付することができるものとし、その後も同様とします。

⑩　新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

⑪　法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成27年５月28日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合は、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

⑸　本ルールの有効期間、廃止及び変更

本ルールの有効期間は、平成29年開催の定時株主総会までとします。ただし有効期間満了前であっても当社株主総会または取締役会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合は、本ルールはその時点で廃止されるものとします。

また、有効期間満了前に当社株主総会または取締役会で本ルールの修正・変更の決議がなされた場合は、修正・変更の内容その他の事項について速やかに情報開示します。

３．本ルールの合理性

⑴　買収防衛策に関する指針の要件の充足

本ルールは、経済産業省と法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しておりますとともに、企業価値研究会が平成20年６月30日に取りまとめた「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」に沿ったものであります。

⑵　株主の皆様の直接決議による判断

「１．対応策の導入の目的」に記載しているとおり、本ルールは買付者による買付提案の受け入れの可否について株主の皆様に直接確認するためのものです。この株主意思の確認手続きにあたって、取締役が自らの保身のための個別勧誘等を行うことはほぼ不可能であり、取締役の恣意的な意向が入り込む余地はありません。

また、買付者の提案に対する当社取締役会の見解等を同時に提示して比較検討できるようにしておりますので、すべての株主の皆様に適切な判断を行っていただけるものと考えております。

⑶　取締役会判断による対抗策発動の制限

「２．本ルールの内容」の「⑶　取締役会判断により対抗策を発動する場合の要件」に記載のとおり、当社取締役会が株主意思の確認を行わずに対抗策を発動できるのは、本ルール違反や企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかな場合に限定しております。

更に有効期間を約２年とするいわゆるサンセット条項を付しております。

４．株主の皆様への影響

⑴　本ルールの導入時に株主の皆様に与える影響

本ルールの導入時点においては本新株予約権の割当は行われませんので株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

⑵　本ルールの発動時に株主の皆様に与える影響

本ルール発動時においては、当社取締役会が本新株予約権割当決議に際して別途定める割当期日時点の株主に対し、その保有する株式１株につき１個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。この手続きにおいては、株主の皆様は無償割当の発生日に当然に新株予約権者となりますので、申込の手続き等は必要ありません。

ただし、株主がその後の権利行使期間内に金銭の払込その他下記に詳述する本新株予約権の行使に係る手続きを行わない場合、他の株主の予約権行使によりその保有する当社株式が希釈化されることになります。

なお、当社は当社取締役会の決定に基づいて、下記「⑶　本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に行っていただきたいこと」の「②　当社による本新株予約権の取得の手続き」により非適格者以外の株主から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。

当社がこの取得手続きを取った場合は、非適格者以外の株主は本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込なしで当社普通株式を受領することになり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

また、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後の権利落日以降に、「２．本ルールの内容」の「⑵　対抗策を発動する場合の手続き」の「⑦　取締役会の決議」及び「⑷　本新株予約権の無償割当の概要」の「⑨　当社による本新株予約権の取得」に記載のとおり、当社が本新株予約権の行使開始の前日までに本新株予約権の割当を中止し、または無償割当の効力発生後において本新株予約権を無償にて取得することがあります。この場合は、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行われた投資家の方は株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

⑶　本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に行っていただきたいこと

①　本新株予約権の行使手続き

本新株予約権の無償割当を実施する場合、当社取締役会は本新株予約権の割当期日を公告し、当該割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し新株予約権を無償割当することとし、当社指定書式による本新株予約権の行使請求書と新株予約権の権利行使に必要なその他書類を送付いたします。

株主の皆様におかれましては、本新株予約権の無償割当後の行使期間内にこれらの書類を提出したうえで、当社取締役会が新株予約権の無償割当決議において、本新株予約権１個当たり金１円以上で時価の50％相当額以下の範囲内で定めた価額を払込取扱銀行に払い込んでいただくことにより、１個の本新株予約権につき、１株の当社株式が発行されることになります。

②　当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合は法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得することがあります。この決定をした場合、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として当社普通株式１株を受領することになります。なお、この場合株主の皆様には、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただく場合があります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたします。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場のご案内

場所／新潟県上越市南本町一丁目５番５号
株式会社 有沢製作所 本社会議室
電話／０２５－５２４－５１２１（代表）



■交通のご案内

鉄道　北陸新幹線上越妙高駅よりタクシーで約５分
　　えちごトキめき鉄道南高田駅より徒歩約１３分

お車　北陸自動車道上越ＩＣより約１６分
　　上信越自動車道上越高田ＩＣより約７分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。